

体験活動推進スタッフ活動促進助成運用要領

(目的)

第1条 この要領は、体験活動推進スタッフ登録要綱（以下「登録要綱」という。）の施行に関し、公益社団法人福岡県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という。）が「子ども体験サポーター」又は「子ども体験プランナー」として登録した者（以下「体験活動推進スタッフ」という。）の活動を促進することを目的として、体験活動推進スタッフをボランティアとして受け入れた団体に対して受け入れに要した経費を助成するために必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる団体は、子どもの体験活動（別表「体験活動の分類及び事例」参照）を実施するため、体験活動推進スタッフをボランティアとして受け入れる団体であり、以下各号の要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 活動の主たる基盤を福岡県内に有する民間の非営利団体であって、法人格の有無は問わない。ただし、会員又は構成員の自助若しくは互助的な活動を行うことを主たる目的とする団体は対象ではないこと。
- (2) 1年以上継続した活動実績を有し、今後継続的な活動が望まれること。
- (3) 団体の活動目的や組織体制等を定めた規約を有し、かつ概ね10名以上の実質的活動を行っている会員を有すること。
- (4) 主に会費等の自主財源で活動しており、事業計画や会計収支が明瞭であること。

(助成額等)

第3条 助成の額は、受け入れる体験活動推進スタッフ1人につき活動1日当たり2,500円を上限とする。ただし、助成の対象となる団体が「体験活動推進スタッフ（子ども体験サポーター）養成事業実施要領」第2条に規定する「養成事業者」であり、当該団体自身が同要領に基づき養成した子ども体験サポーター本人を受け入れる場合を除く。

(申請)

第4条 助成を希望する団体は、助成申請書（様式第1号）に必要な事項を記載し、申請するものとする。

- 2 前項の申請は、活動を受け入れた日（複数日程の場合にはその最初の日）から起算して10日以内かつ同一年度の末日までに行わなければならない。

(決定)

第5条 県民会議事務局長は、前条の申請書を確認の上、助成の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(助成対象経費)

第6条 助成金は、次のいずれかの経費に対して交付する。

- (1) 当該体験活動推進スタッフに対する活動場所までの旅費
- (2) 当該体験活動推進スタッフに対する謝金
- (3) その他当該体験活動推進スタッフの受け入れや活動に必要な経費

(助成受領団体の責務)

第7条 交付された団体（以下「助成受領団体」という。）は、県民会議が開催する事業等に積極的に参加しなければならない。

(助成金の返還)

第8条 助成受領団体が、虚偽の申請を行ったとき、若しくは助成受領団体の役員等が著しく公序良俗に反する行為を行ったとき、県民会議事務局長は当該団体に対し、既に交付した助成金の全額又は一部の返還を求めることができる。

附 則

この要領は、令和6年8月20日から実施する。